

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会社名 富士通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中達也  
(コード番号 6702 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 広報 I R 室長 山守 勇  
(TEL . 03-6252-2175)

## ニフティ株式会社株式(証券コード 3828)に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

富士通株式会社(以下「公開買付者」及び「当社」といいます。)は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、ニフティ株式会社(コード番号:3828、東証第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者株式 15,170,000 株(保有割合(注)66.59%)を所有しており、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を当社の完全子会社とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(注)保有割合とは、対象者が平成 28 年 4 月 28 日に公表した「平成 28 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済普通株式数(22,780,000 株)から対象者決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数(35 株)を控除した株式数(22,779,965 株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいい、以下同じとします。

なお、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じた売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付けを行います。

本公開買付けにより、当社が対象者株式の全て(但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、対象者に対して、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載されている各手続を実施し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

なお、対象者が平成 28 年 4 月 28 日に公表した「支配株主である富士通株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成 28 年 4 月 28 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこととです。

上記対象者取締役会決議の詳細は、下記「2. 買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「( )対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

##### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 10 年に公共性の高いインフラの発展に先端技術をもって貢献する会社として出発しました。以来、その思想や精神を実践することを通じて様々な社会課題に対応し、持続可能なネットワーク社会の発展に貢献することを目指した活動を行っております。

人だけではなく、様々なモノや情報、プロセスがネットワークにつながり、新しい価値を生み出している環境下、デジタル・テクノロジーをどのように活用してイノベーションを起こし、競争優位性をつくりだすかが、企業にとって大きな課題となっております。このような環境において、当社は、現在、「常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供すること」を経営理念に掲げ、特に情報通信技術（ICT）分野で、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能かつ高品質のプロダクト（ハードウェア・ソフトウェア製品をいいます。）の開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスに従事しております。

これまで当社は、「テクノロジーソリューション（注 1）」「ユビキタスソリューション（注 2）」「デバイスソリューション（注 3）」の 3 つのソリューションを軸に垂直統合型のビジネスを展開してきましたが、IoT（注 4）が進化する市場でグローバルに競争力を高めることを目的に、昨年 10 月に新たな経営方針を打ち出し、自らが優位性を持つ「テクノロジーソリューション」に経営資源を集中し、“全てがつながる”サービスを市場に提供することに取組んでいます。

（注 1）「テクノロジーソリューション」は、プロダクト・ソフトウェア・サービスが一体となった総合的なサービスを、主として法人のお客様に最適な形で提供するものであり、サービス及びシステムプラットフォームにより構成されています。

（注 2）「ユビキタスソリューション」は、スマートフォン連携や省電力、高速起動などの機能強化を図ったパソコン、従来のフィーチャーフォンに加え、「ARROWS」「STYLISTIC」ブランドで展開するスマートフォン・タブレット端末を含む携帯電話のほか、オーディオ・ナビゲーション機器や移動通信機器、自動車用電子機器により構成されています。

（注 3）「デバイスソリューション」は、最先端テクノロジーとして、デジタル家電や自動車、携帯電話、サーバなどに搭載される LSI のほか、半導体パッケージ、電池をはじめとする電子部品により構成されています。

（注 4）Internet of Things の略。パソコンやサーバなどに留まらず、様々な物がインターネットに接続され、情報交換する仕組みを指します。

当社は、新たな経営方針の下、「つながるサービス（注 5）」へのシフトを進めながら「デジタル・イノベーション（注 6）」とこれらをグローバルに実行する「グローバル・プレゼンス」のそれぞれの分野における成長を課題と位置付け、持続的成長に向けた「ビジネスモデル変革」に取り組んでおります。具体的には、お客様への深化と持続的な成長に必要な高度な IoT 技術を当社で醸成しつつ、「ユビキタスソリューション」「デバイスソリューション」のように、より機動性を求められる事業については、グループ会社として独立させ、単独でも競争に勝ち抜ける製品開発とビジネス展開を追求できる体制へと変革を進めております。

（注 5）「つながるサービス」とは、「IT システムのコンサルティング、設計、アプリケーション開発、実装などのソリューション/システムインテグレーションや、アウトソーシングや保守サービスを中心とするインフラサービスによって蓄積されたノウハウ」「クラウド、ミドルウェア（オペレーティングシステム（OS）とアプリケーションソフトウェアの中間的な処理・動作を行うソフトウェア）などの豊富なソフトウェア」「サーバ/ストレージ/ネットワークといったコアハードのソフトウェア化（注 7）」を統合した、より洗練されたワンストップサービスを指します。

（注 6）デジタル・イノベーションとは、ICT の活用領域が従来の業務効率化の分野からビジネス競争に打ち勝つための経営などの領域に拡大される「ビジネス・イノベーション」や、社会問題を解決するための「ソーシャル・イノベーション」などを指します。

（注 7）コアハードのソフトウェア化とは、ハードウェアの構成や機能をソフトウェアで制御・提供することで、サービスやシステムが、環境の変化に応じて、より迅速で柔軟に対応することが可能になることを指します。

また、グローバルでのビジネスチャンスが更なる広がりを見せる中、グローバル体制においては、当社が平成 26 年 4 月にスタートさせた「新グローバルマトリクス体制（注 8）」を進化させつつ、現場の更なる営業力強化を図っております。特に、お客様の事業や新規プロジェクトの構想段階から、パートナーとして深く参画するための営業力を強化するため、グローバルでの多くの実証プロジェクトから得た知見・技術を有する専門営業を活動させ、実践的なプロジェクトで培ったノウハウやスキルを、グローバルに共有し、高信頼、高品質のサポートを実現する取組みを強化しています。

こうした取組みは、既に、開発・製造現場におけるスマートなものづくりソリューションの提供（ものづくり現場におけるロボットの自立・協調制御、IoT プラットフォームなどを活用した障害予兆検知や品質安定化の実

現、など)、アイルランドやフィンランドの医療機関における患者の行動見守り、治療経過観察プロジェクト、静岡県磐田市における農業 ICT を活用したスマートアグリカルチャー事業の実施をはじめ、ものづくりやヘルスケア、農業分野において実践されておりますが、今後、IoT の進化と共に拡がりが見込める自動運転や Fintech (注 9)、デジタルマーケティングの分野においても、付加価値の高いサービスを提供していくことを目指しています。

(注 8) 新グローバルマトリクス体制とは、世界を 5 つの地域に区分したリージョンに編成するとともに、コーポレート機能、マーケティング機能を本社機構に統合し、グローバルに一貫したガバナンス・マネジメントシステム、及びグローバルで均質なサービスをタイムリーに提供する仕組みを整備した当社グループの体制をいいます。

(注 9) Fintech (フィンテック) とは、Finance と Technology を組み合わせた造語で、スマートフォン・タブレット端末等のスマートデバイスやビッグデータ活用技術の活用により、既存の金融サービスの非効率性を解消し、金融サービスのイノベーションを提供しようとする活動をいいます。

一方、対象者は、昭和 61 年 2 月、国内での通信における法的規制の緩和及び個人に向けたパソコン通信サービスの需要拡大への期待から、当社と日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) の共同出資により設立され、米国最大のパソコン通信サービス会社 CompuServe, Inc. (現 CompuServe Interactive Services, Inc.) と日本語版サービスのライセンス権に関する契約を締結し、パソコン通信サービスの提供を始めました。

その後、平成 8 年にインターネット接続サービスを開始した後、平成 11 年 3 月に、当社が日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) から同社が所有する対象者株式の全株式を譲り受け、当社が対象者の発行済株式の 100% を所有する親会社となりました。

対象者は、次世代のインターネットプロバイダを目指し、ADSL (注 10)、CATV (注 11) 及び FTTH (注 12) 等のブロードバンド接続サービスへと事業を展開し、その後もインターネットでの検索サービスやその他の付帯サービスの提供により、e コマース分野やマーケティング分野での事業拡大を図ってまいりました。平成 18 年 12 月には資金調達及び企業信用力の確保並びに企業認知度の向上や人材確保等を目的として、東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、当該上場にあたっての公募売出しにより、当社の所有する対象者株式は、151,700 株 (所有割合: 66.59%、対象者が平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として実施した株式分割 (1:100) により 15,170,000 株に増加) に減少しました。なお、上場後も当社は対象者の議決権の過半数を継続して所有することで対象者を連結子会社とする一方、上場会社である対象者の経営の独立性・自主性を重視した上で、グループ会社の一つとして事業上も緊密な位置付けを維持しております。

(注 10) Asymmetric Digital Subscriber Line の略。アナログ電話回線を利用して、高速データ通信を可能にする技術を指します。

(注 11) CAble TeleVision 又は Community Antenna TeleVision の略。専用ケーブルを利用し、テレビ放送を有線で提供するサービスを指します。最近ではこれに加え、局舎から各加入者宅へケーブルを敷設して有料でテレビ放送を提供する専門の事業者及び放送サービスのことを指すこともあります。付加サービスの一つとして、インターネット接続サービスを提供しています。

(注 12) Fiber To The Home の略。光ファイバーを用いて高速データ通信を可能にするサービスを指します。

対象者は、現在、連結子会社 5 社及び関連会社 3 社と共に、「お客様、株主、社員、パートナー企業、地域社会等の夢をかなえるため、常にお客様起点で行動し、チャレンジャーとしてサービスを開拓し、社会に役立つ企業として、新しい価値の創造に取り組み続けます。」を経営の基本理念に掲げ、「ニフティとなら、きっとかなう。(With Us, You Can.)」をコーポレートメッセージとして、インターネットサービス及びその付随サービスを提供する「ISP 事業」、各種 Web サイトの運営、ブログや SNS 等のサービス、コンテンツの提供等を行う「Web サービス事業」及びパブリック型クラウドコンピューティングサービスを提供する「クラウド事業」の 3 つの事業セグメントを柱として提供しております。

その一方で、対象者を取り巻く事業環境は、近年、デジタル・テクノロジーの進化により、個人の生活や企業の要求と共に、急速に変化しています。

ISP 事業においては、上場前後より、ADSL、CATV 及び FTTH 等の固定系ブロードバンド接続サービスの拡大に注力することにより、顧客基盤の拡大を図るべく事業を推進していたところ、スマートデバイスの普及による場所を選ばないインターネット利用への移行という顧客ニーズの変化及び NTT 東西による光コラボレーションモデルの開始という外部事業環境の変化に直面しています。さらに、固定系ブロードバンド接続サービスにおいては、サービスがコモディティ化 (均質化) し市場全体として伸び率が鈍化し続けていることなどから、他社との競争の中、これらの会員数の減少を食い止めその拡大を目指すことが課題となっています。加えて、こうした環境変化や競争激化の下、対象者では、「Ni fMo」等の移動系超高速ブロードバンド接続サービスの更なる拡大、

付加価値サービス群の強化、外部パートナーの運営する各種サービスとの連携による顧客利便性向上、或いは顧客のライフスタイルに適合した IoT を活用したソリューションによる新たな価値の提供といった、顧客基盤の維持・拡大に向けた抜本的な施策の実行が喫緊の課題として認識されています。

また、Web サービス事業においても、ブロードバンドサービスの普及により可能となった商品やサービスの購入に関わる利用者の活動全体を支援する仕組みに対する付加価値が、競争環境の中でコモディティ化する中、従前のポータルサイトにおける広告、検索及び課金サービスの収益性は低下傾向にあります。対象者では、主婦向け無料チラシ&レシビ検索サービスである「シュフモ」、「@nifty 不動産」をはじめとするマーケットプレイス型のビジネスにおける成功報酬型広告や、ポータルサイトにおける新たなディスプレイ広告等への取組みを通じて、顧客へのサービス充実及び集客力の向上を目指しており、一定の成果を上げているものの、ポータルサイトにおける広告、検索及び課金サービスでの収益性低下を補うには至っておりません。

クラウド事業については、パブリッククラウド市場への参入以降、順調に業績を拡大しており、現在は対象者での成長分野と位置付けられていますが、外資系 IT 事業者を中心にシェア獲得面、及びコスト面における競争が激化していることから、事業拡大のための投資や事業運営における更なる効率化を早急に進め、コスト競争に耐えうる体力を培っていく必要に迫られています。

対象者の ISP 事業、Web サービス事業及びクラウド事業、それぞれにおける環境変化の下、当社は、これらの変化を大きなビジネスチャンスと捉えて成長を追求していくためには、各事業において、専門性を活かしながら、より迅速な経営判断で他社に先んじた施策を実行していくことが重要であるとの認識に至りました。前述のとおり、当社においては、平成 27 年 10 月に新たな経営方針を発表し、各々の事業特性に応じた事業の在り方や競争に打ち勝つ施策を打ち出しておりますが、対象者においても、特に、事業特性に応じた最適な顧客獲得戦略の策定及び効率的な経営資源の投下が重要であり、これを可能とするためにも、当社と対象者がそれぞれ行っている既存の事業の枠組みを早期に整理し、組織体制や経営戦略の再構築を迅速に実行することが有効な施策であるとの結論に達しました。

当社は、これらの抜本的な構造改革を実施するためには、急激な事業変化に対応すべく迅速な意思決定構造を構築する必要があり、加えて対象者において、一時的な損益の悪化による株価の変動にとらわれず、臨機応変に再編を実行していく必要があると判断し、平成 27 年 12 月 1 日、対象者に対し、当社と対象者の一体的な事業運営に係る施策を共同で検討することの提案を行いました。具体的には、当社により対象者の完全子会社化を実施した上で、対象者をクラウド事業を中心とするエンタープライズ向け事業を担当する事業体と ISP 事業を中心とするコンシューマー向け事業を担当する事業体を別個独立した会社とする(以下「事業分割」といいます。)ことで、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施していくというものです。

その後、当社及び対象者は、対象者の事業運営に係る施策についての協議を開始し、平成 28 年 1 月から本取引について本格的に協議を開始しました。その結果、改めて、顧客基盤の拡大を通じた事業価値向上の実現のためには、対象者の事業を分割し、当社と一体で、更なる両社の成長に向け、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施することが、現在の両社の企業価値向上に資するだけでなく、お客様、取引先、従業員の皆様を含むあらゆるステークホルダーの皆様にとっての価値最大化のために必要であることを確認いたしました。具体的には、以下のとおりの戦略を検討することを確認いたしました。

- A) エンタープライズ向け事業(主にクラウド事業)においては、当社と対象者との緊密な連携により、当社の保有するクラウドビジネスのノウハウ及び顧客基盤の共有、並びに対象者が培ってきたノウハウと当社のインフラサービスとを組み合わせることによる商品ラインナップの拡充等を通じて、更なる事業基盤の拡大を目指すこと。特に、売上成長が顕著な「ニフティクラウド」については、当社の注力ビジネスであるデジタルビジネス・プラットフォーム「MetaArc」におけるクラウドサービスのラインナップに加え、「ニフティクラウド」の一般企業やベンチャー企業の新規ビジネス立ち上げに俊敏に対応できる特長を活かし、当社グループの商品の組み合わせによる一体型ソリューションの提供や当社グループの営業力を最大限に活用した販売の拡大を図ること
- B) コンシューマー向け事業(主に ISP 事業)においては、当社及び対象者が培ってきた独自のノウハウや経営資源を相互に有効活用しつつ、当該事業に対する知見を有する外部パートナーとの連携・アライアンスを含めた抜本的施策の実施により、事業構造の変革を検討し、収益性の追求とサービスの向上を目指すこと

これらの協議を踏まえ、当社は対象者に対し、平成 28 年 4 月 1 日に最終的な意向表明書を提出し、上記戦略の内容を改めて提案すると共に、対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格を 1,400 円(以下「当初提案価格」といいます。)としたい旨の提案を行いました。

最終的な意向表明書を提出した後、当社及び対象者は、改めて上記戦略についての確認を実施し、当該戦略の実施にあたっては、当社と対象者と一体となって各種施策を実施すること及び両社による意思決定を迅速化することが必要との理解で一致しました。特に、対象者の事業の特性に鑑み、エンタープライズ向け事業（主にクラウド事業）について、当社及び対象者の保有するノウハウ、顧客基盤その他の経営資源を当社と対象者が効率的に共有、使用し、両社の企業価値を向上させるためには、親会社と連結子会社という関係をを超えて、より強固な提携関係を構築することが必要であること、コンシューマー向け事業（主にISP事業）については、日々刻々と変化をする事業環境を踏まえ、これまでのように会員獲得に莫大な費用を投じる一方で解約率の改善も捗らない状況を打開するため、当社と一体となったサービス体系の構築、顧客基盤その他の経営資源の相互活用、会員組織やグロスとしての個人顧客を持つ第三者とのアライアンスを含む、対象者の収益性の追求とサービスの向上に向けた抜本的な施策を柔軟に実施することを検討しており、当該施策の効果的な実施に向けて、一時的な業績変動による株価への影響に捉われない、より迅速な意思決定プロセスの構築が必要であること、から本取引により対象者が当社の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。一方、当初提案価格に関して、対象者は、当社から最終的に提出された意向表明書に記載された本公開買付けを含む本取引の目的・意義、本取引の対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び独立したリーガル・アドバイザーである楠・岩崎法律事務所との協議も行った上で、当社に対して、平成28年4月7日に当該価格を見直すよう要請しました。その結果、当社は当初提案価格に関する再検討を実施し、平成28年4月13日に対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を1,495円に引き上げる旨の再提案を実施いたしました。

なお、対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、下記「2.買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（ ）対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本日現在、対象者の取締役4名及び監査役3名のうち取締役1名及び監査役1名は当社の役員又は使用人を兼務しておりますが、当社としては、完全子会社化後の対象者の役員構成その他の経営体制については、現時点では具体的な変更予定はありません。今後、当社は、上記の施策の実行や経営体制の更なる強化に向け、対象者と共に最適な経営体制を検討していく予定ですが、基本的には、現在の各事業における事業戦略との連続性を保つために、事業分割後の各社の執行役員に関しては、現在の事業を所掌される執行役員の皆様に引き続き従事いただくことを想定しております。なお、当社は、完全子会社化後、可能な限り速やかに対象者の事業分割を実施することを検討しておりますが、その詳細及び実施の時期等については未定です。

### （3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社は、対象者を連結子会社としており、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、以下のような措置を実施しております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における第三者委員会の設置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付け価格及び本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置

以上の詳細につきましては、下記「2.買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

### （4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立し、当社が対象者株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下に述べる方法により、当社が対象者株式の全てを取得することを予定しています。なお、株式売渡請求（以下に定義します。）の方法

による場合は、当社から対象者に対する株式売渡請求をしようとする旨の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下同じとします。）第 179 条の 2 第 1 項各号の事項についての通知を平成 28 年 6 月下旬を目途に、また、その効力発生日は同年 7 月下旬を目途に、株式併合（以下に定義します。）の方法による場合は、本臨時株主総会（以下に定義します。）の開催を平成 28 年 8 月上旬を目途に、また、その効力発生日は同年 9 月下旬を目途に、それぞれ設定して実施する予定です。

具体的には、本公開買付けの成立により、当社が、合計で対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、当社が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主として権利行使することが可能となった場合には、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（但し、当社及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、当社は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により当該株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、当社は、当該株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主が所有する対象者株式の全てを取得します。当社は、当該売渡株主の所有していた対象者株式の対価として、当該各売渡株主に対し、対象者株式 1 株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社より株式売渡請求をしようとする旨の会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、当該時点における対価の相当性、対価の交付の見込み、取引条件等を踏まえて、当該請求が対象者少数株主の利益に配慮したものであり、条件等が適正なものであると判断したときには、対象者取締役会において、当社による株式売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立により、当社が、合計で対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、当社は、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、当社及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、当社が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、当社及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式売渡請求がなされた場合については、会社法第 179 条の 8 その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外を対象者株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、当社及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。もっとも、株式売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式

買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とする手続が実行されたときは、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

名 称	ニフティ株式会社																				
所 在 地	東京都新宿区二丁目 21 番 1 号																				
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 三竹 兼司																				
事 業 内 容	ISP 事業、Web サービス事業及びクラウド事業																				
資 本 金	3,746 百万円（平成 28 年 3 月 31 日現在）																				
設 立 年 月 日	昭和 61 年 2 月 4 日																				
大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成 27 年 9 月 30 日現在）	<table border="1"> <tr> <td>富士通(株)</td> <td>66.59%</td> </tr> <tr> <td>GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株)）</td> <td>4.93%</td> </tr> <tr> <td>ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY(CAYMAN)LIMITED （常任代理人 立花証券(株)）</td> <td>3.23%</td> </tr> <tr> <td>BNYM TREATY DTT 15 （常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行）</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店）</td> <td>1.79%</td> </tr> <tr> <td>STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012 （常任代理人 香港上海銀行東京支店）</td> <td>1.75%</td> </tr> <tr> <td>ニフティ従業員持株会</td> <td>1.09%</td> </tr> <tr> <td>CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク銀行(株)）</td> <td>0.71%</td> </tr> <tr> <td>志野 文哉</td> <td>0.64%</td> </tr> <tr> <td>DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NONTREATY CLIENTS 613 （常任代理人 ドイツ証券(株)）</td> <td>0.59%</td> </tr> </table>	富士通(株)	66.59%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株)）	4.93%	ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY(CAYMAN)LIMITED （常任代理人 立花証券(株)）	3.23%	BNYM TREATY DTT 15 （常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行）	2.3%	THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1.79%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012 （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1.75%	ニフティ従業員持株会	1.09%	CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク銀行(株)）	0.71%	志野 文哉	0.64%	DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NONTREATY CLIENTS 613 （常任代理人 ドイツ証券(株)）	0.59%
富士通(株)	66.59%																				
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株)）	4.93%																				
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY(CAYMAN)LIMITED （常任代理人 立花証券(株)）	3.23%																				
BNYM TREATY DTT 15 （常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行）	2.3%																				
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1.79%																				
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012 （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1.75%																				
ニフティ従業員持株会	1.09%																				
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク銀行(株)）	0.71%																				
志野 文哉	0.64%																				
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NONTREATY CLIENTS 613 （常任代理人 ドイツ証券(株)）	0.59%																				
公開買付者と対象者の関係																					
資 本 関 係	当社は対象者株式 15,170,000 株（所有割合 66.59%）を所有しております。																				
人 的 関 係	対象者の取締役 4 名（うち 2 名が社外取締役）のうち、1 名の取締役が当社の執行役員常務であり、1 名の社外取締役が当社の顧問を兼務しております。対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）のうち、1 名の社外監査役が当社の社外監査役を兼務しております。 また、対象者の技術戦略の実現のため、ノウハウやリソースを共有する必要があります。																				

	ある場合のみ人事交流を行うことがあり、平成 28 年 3 月期末現在、当社から対象者へ 5 名が出向しております。
取 引 関 係	対象者は、インターネットサービス事業を提供する上で重要なネットワーク回線の一部を当社から仕入れております。当社は、対象者がサービスの提供に必要な設備の設置場所として、当社が所有する施設を対象者に賃貸しております。また、対象者は、当社グループの持つ知的財産（特許・ノウハウ）の権利使用料について、対象者の事業活動に関する部分の一定割合を当社に支払っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

(注)「大株主及び持株比率」は、対象者が平成 27 年 11 月 12 日に提出した第 31 期第 2 四半期報告書の「大株主の状況」より転記しております。

(2) 日程等  
日程

取 締 役 会 決 議	平成 28 年 4 月 28 日 (木曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 28 年 5 月 2 日 (月曜日)
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 28 年 5 月 2 日 (月曜日)

届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 5 月 2 日 (月曜日) から平成 28 年 6 月 15 日 (水曜日) まで (30 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,495 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券株式会社 (以下「S M B C 日興証券」といいます。) に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

S M B C 日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びディスカウントド・キャッシュ・フロー法 (以下「D C F 法」といいます。) の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は S M B C 日興証券から平成 28 年 4 月 27 日付で株式価値算定書 (以下「本株式価値算定書」といいます。) を取得しました。なお、当社は S M B C 日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した上記各手法において算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 1,004 円 ~ 1,022 円

D C F 法 : 1,353 円 ~ 1,582 円

まず、市場株価法では、平成 28 年 4 月 27 日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の直近 1 ヶ月間 (平成 28 年 3 月 28 日から平成 28 年 4 月 27 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,004 円及び直近 3 ヶ月間 (平成 28 年 1 月 28 日から平成 28 年 4 月 27 日まで) の普通取引終値の単純平均値 1,022 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 1,004 円から 1,022 円までと分析しております。なお、対象者は、平成 27 年 10 月 23 日に「第 2 四半期累計期間連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」を公表しておりますが、S M B C 日興証券は、当該公表の内容及びその後の市場株価の推移等に鑑み、市場株価法



による算定において特段の考慮を要するものではないと考えております。

次に、DCF法では、対象者の平成28年3月期から平成31年3月期までの事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期第4四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を1,353円から1,582円までと分析しております。

当社は、SMBC日興証券から取得した対象者の株式価値算定の結果を参考としつつ、対象者株式の東京証券取引所における過去3ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成28年4月28日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり1,495円とすることを決定しました。

なお、本公開買付け価格は、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年4月27日の対象者株式の終値1,041円に対して43.61%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じです。）、平成28年4月27日までの過去1ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値1,004円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して48.90%、平成28年4月27日までの過去3ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値1,022円に対して46.28%、平成28年4月27日までの過去6ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

#### 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

平成27年12月に当社から対象者に対して本取引を提案したことを契機として、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、リーガル・アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして楠・岩崎法律事務所をそれぞれ選任し、さらに利益相反回避のため第三者委員会を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その上で、当社及び対象者は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、顧客基盤の拡大を通じた事業価値向上の実現のためには、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施することが必要であるとの認識の下、対象者を当社の完全子会社とした上で、対象者の事業を分割し、当社と一体で、各事業体の特性に合った事業の在り方や競争に打ち勝つ施策を追求することこそが、現在の両社の企業価値向上に資することであり、最終的に、当社グループの企業価値の向上につながるものであるとの結論に至りました。

そこで、当社は平成28年4月28日開催の取締役会において、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付け価格について決定しました。

（ ）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

（ ）当該意見の概要

SMBC日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行っております。本株式価値算定書によると、採用した上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法：1,004円～1,022円

DCF法：1,353円～1,582円

（ ）当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、SMBC日興証券から取得した対象者の株式価値算定の結果を参考としつつ、対象者株式の東京証券取引所における過去3ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開

買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 1,495 円とすることを決定しました。

(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設けておらず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の応募を本公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、公開買付者及び対象者において以下( )から( )の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

( ) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社が S M B C 日興証券から取得した本株式価値算定書の概要については、上記「算定の基礎」をご参照ください。

( ) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるために D C F 法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者は野村證券から平成 28 年 4 月 28 日に対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、野村證券は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	1,004 円から 1,078 円
類似会社比較法	875 円から 1,750 円
D C F 法	1,357 円から 2,320 円

市場株価平均法では、平成 28 年 4 月 27 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所における算定基準日終値 1,041 円、直近 1 週間の終値単純平均値 1,033 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,004 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,022 円、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,078 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、1,004 円から 1,078 円までと算定しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、国内にて上場している情報・通信事業会社のうち、株式会社朝日ネット、株式会社ギガプライズを対象者と事業内容が類似する上場会社として選定し、営業利益マルチプル及び E B I T D A マルチプルを用いて、対象者の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲は、875 円から 1,750 円までと算定しているとのことです。

最後に、D C F 法では、対象者が作成した対象者の平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成 29 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,357 円から 2,320 円までと算定しているとのことです。なお、割引率は 3.5% ~ 4.5% を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法及び永久成長率法を採用し、E B I T D A マルチプルを 3 倍 ~ 5 倍、永久成長率を -0.25% ~ 0.25% として算定しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画には、平成31年3月期において、主にクラウド事業及びWebサービス事業における投資等の施策の効果出現等による業績寄与により、営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて前期対比で約30%の大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味していないとのことです。さらに、当該財務予測は、本公開買付け後の組織再編等の実施を前提として作成していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
売上高	68,213	73,215	78,138
営業利益	1,486	1,539	2,033
E B I T D A	5,102	5,261	5,754
フリー・キャッシュ・フロー	387	546	1,005

( ) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして楠・岩崎法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、楠・岩崎法律事務所は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有していないとのことです。

( ) 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成28年2月10日、対象者の元社外監査役・元社外取締役であり、対象者及び公開買付者から独立性を有する有識者である関根次郎氏(株式会社マネジメント・イノベーション代表取締役)、対象者及び公開買付者から独立性を有する外部の有識者である入谷淳氏(弁護士、公認会計士、長島・大野・常松法律事務所カウンセラー)及び宮森信英氏(公認会計士、税理士、株式会社ラクス会計代表取締役)から構成される第三者委員会(なお、第三者委員会の委員は、設置当初から変更していないとのことです。)を設置しているとのことです。対象者は第三者委員会に対し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引の目的の正当性が認められるか 本取引に係る手続の公正性が認められるか 本取引により株主に交付される対価の妥当性が認められるか 本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと認められるか 対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことが相当と認められるか(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、対象者は、第三者委員会に答申書の提出を委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成28年2月10日から平成28年4月20日まで合計6回開催され、野村證券から対象者株式価値算定書についての説明、及び楠・岩崎法律事務所から法的助言を受けつつ、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他の本取引の概要並びに対象者の事業計画につき説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、公開買付者及びSMB C日興証券から、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件、SMB C日興証券による対象者株式の株式価値の算定方法等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、第三者委員会は、対象者が対象者株式の株式価値の算定を依頼した野村證券から、公開買付者の提案に係る本公開買付け価格に対する第三者算定機関としての考え方に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

以上の経緯で対象者は、第三者委員会から、平成28年4月28日に、本諮問事項につき本公開買付けを含む本取引によって、対象者のエンタープライズ向け事業(主にクラウド事業)については、対象者が「ニフティクラウド」で培ってきたノウハウや技術及び消費者向け事業において培ってきたノウハウと公開買付者が有する顧客基盤や営業力、技術的なリソースが融合することによって更なる成長を見込むことができ、消費者向け事業(主にISP事業)については、抜本的な事業構造の変革に向け外部パートナーとの資本提携を含むアライアンス構築を柔軟かつ迅速に実施することが可能となると見込まれること、さらには、対象者の企業価値の維持・向上にむけて抜本的に改革を断行するために、対象者の株式を非公開化し、短期的な業績変動に左右されず、公開買付者と一体となって迅速・果敢な経営判断を行える経営体制を構築することに合理性が認められること等から、本取引の目的は正当であり、第三者委員会が設置された

こと、独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得していること、独立したリーガル・アドバイザーが選任されていること、公開買付者との間で本公開買付価格を引き上げるための実質的な協議及び交渉が行われていること、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において対象者取締役に対する不当な影響や干渉を推認させる事実は見当たらず、また、公開買付者と利害関係を有するおそれのある取締役及び監査役については、本公開買付けに対する意見表明の内容を決議する対象者取締役会において利益相反の疑いを回避する措置が取られるとされており、対象者の立場で公開買付者との協議及び交渉にも関与していないこと等から、本取引に係る手続は公正と認められ、本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である平成28年4月28日の前営業日である平成28年4月27日の東京証券取引所における対象者株式の終値1,041円に対して43.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,004円に対して48.90%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,022円に対して46.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、対象者株式価値算定書における市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、比較的長期の買付期間が設定されていること、完全子会社化の手法及び条件につき開示がなされ、本公開買付けに応募しなかった少数株主には本公開買付価格と同額の金銭給付が行われることとなる予定であるとされていること等から、本取引により株主に交付される対価は妥当性が認められ、本取引の手続が公正であること、本取引により株主に交付される対価に妥当性が認められることに加えて、本公開買付けに応募しなかった少数株主には本公開買付価格と同額の金銭給付が行われることとなる予定であり、本公開買付けに応募しなかった少数株主が不利益な取扱いを受けることはないとされていることを踏まえ、本取引は公開買付者以外の対象者の少数株主にとって不利益でないと認められ、上記からの事項を前提とすると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当と認められる旨を内容とする答申書を取得したとのことです。

( ) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによりますと、対象者取締役会は、野村證券より取得した対象者株式価値算定書及び楠・岩崎法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、対象者の各事業の環境の変化を変革のための大きなチャンスと捉えて成長を追求していく必要がある中で、各事業の専門性を活かしながら、より迅速な経営判断で他社に先んじた施策を実行し、また、事業特性に応じた最適な顧客獲得戦略の策定及び効率的な経営資源の投下を行っていくことを可能とするためにも、公開買付者と対象者がそれぞれ行っている既存の事業の枠組みを早期に整理し、組織体制や経営戦略の再構築を迅速に実行することが有効な施策であると考え、公開買付者のみを対象者の株主とすることが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至ったとのことです。

また、本公開買付価格は、対象者株式価値算定書における(a)市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付けの公表日である平成28年4月28日の前営業日である平成28年4月27日の東京証券取引所における対象者株式の終値1,041円に対して43.61%、過去1ヶ月間の終値単純平均値1,004円に対して48.90%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,022円に対して46.28%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっていること、(c)本項に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること、少数株主の利益へ配慮がなされていると認められること、(d)上記措置等が取られた上で、対象者と公開買付者との間で、独立当事者間の取引における協議・交渉と同程度の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けが中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

対象者は、平成28年4月28日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役4名中、出席取締役3名)全員の一致で決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、阪井洋之氏は、公開買付者の執行役員常務を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の上記取締役会における本公開買付けに係る議題の審議及び決議には、参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の社外取締役である石田一雄氏は、公開買付者の顧問を兼務しており、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、( ) 阪井洋之氏と石田一

雄氏を除く2名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、さらに、( )石田一雄氏を加えた3名の取締役において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経ているとのことです。なお、石田一雄氏は、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

また、本公開買付けに係る議題の審議及び決議がなされた対象者の上記取締役会においては、出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名)全員が、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。対象者の監査役のうち、山室恵氏は公開買付者の監査役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の上記取締役会における本公開買付けに係る議題の審議には参加していないとのことです。

( ) 本公開買付価格及び本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。公開買付者は、このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

算定機関との関係

S M B C日興証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,609,965株	-株	-株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数(7,609,965株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(22,780,000株)から、公開買付者が本日現在所有する対象者株式(15,170,000株)及び対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(35株)を控除した株式数(7,609,965株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	151,700個	(買付け等前における株券等所有割合 66.59%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0.00個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	227,799個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	-個	(買付け等後における株券等所有割合 -%)

対象者の総株主の議決権の数	227,786 個	
---------------	-----------	--

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(7,609,965株)に係る議決権の数(76,099個)に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(151,700個)を加えた議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成28年2月10日提出に提出した第31期第3四半期報告書に記載の同報告書直前の基準日(平成27年9月30日)に基づく株主名簿による総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(22,780,000株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同日現在の対象者が所有する自己株式数(35株)を控除した株式数(22,779,965株)に係る議決権の数(227,799個)を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 11,376 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(7,609,965株)に、1株当たりの本公開買付価格(1,495円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

平成28年6月22日(水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード(以下「日興イーजीトレード」といいます。)からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人(後記(11)で定義します。)から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

#### 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます、以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

#### (10) 公開買付け開始公告日

平成28年5月2日（月曜日）

#### (11) 公開買付け代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

#### (2) 今後の見通し

本取引が当社の連結及び単体の今期業績予想に与える影響は軽微です。今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が発生した場合には、速やかに公表いたします。

### 4. その他

#### (1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年4月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、これら対象者の意思決定に係る詳細については、上記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「( ) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。



本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針  
上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定  
の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正  
性を担保するための措置

上記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「算定の基礎」及び同「算  
定の経緯」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 28 年 4 月 28 日付で「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しておりま  
す。当該公表に基づく当該期の対象者の損益状況及び配当の状況は以下のとおりです。なお、当該決算短信  
は、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査手続の対象外です。また、以下の公表内容の概要は対象者が  
公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(a) 損益の状況

決算年月	平成 28 年 3 月期 (第 31 期)
売上高	66,833 百万円
売上原価	48,885 百万円
販売費及び一般管理費	16,751 百万円
営業外収益	57 百万円
営業外費用	262 百万円
当期純利益(当期純損失)	654 百万円

(b) 1 株当たりの状況

決算年月	平成 28 年 3 月期 (第 31 期)
1 株当たり当期純損益	28.45 円
1 株当たり配当額	40.00 円
1 株当たり純資産額	1,359.09 円

(c) 配当の状況

当該公表によりますと、対象者は、本公開買付けが成立することを条件に、平成 29 年 3 月期の中間配当を行わない予定とのことです。

以 上

本書は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本書は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本書（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本書には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況等により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

国又は地域によっては、本書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本書が受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。